

意見（要約）と市の見解

パブリック・コメントで市民から寄せられた意見（要約）とそれらに対する市の見解は次のとおり。

意見提出者	意見NO.	提出意見（要約）	伊勢市回答
Aさん	①	サンライフの全面禁煙をお願いしたい。	サンライフ伊勢は、健康増進法に基づく第二種施設となっており、屋内禁煙としております。また、屋外に設置している喫煙スペースにおいては、喫煙者に対し通行者等に配慮するよう注意喚起に努めてまいります。
Bさん	①	ポイ捨て及び路上喫煙という対象地域が屋外であっても、目的として、受動喫煙の健康への危害防止も入れるべきで、それと整合性のある条例が必要。	今回の条例改正につきましては、吸い殻の「投棄防止」及び「たばこの火」による被害を未然に防止することで、喫煙者・非喫煙者が共に快適に過ごせる空間を創出するとともに、市民だけでなく観光客も含め、安心・安全の確保及び快適な生活環境の向上を目指すものとしておりますので、ご理解ください。また、受動喫煙防止対策につきましては、「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、引き続き実施してまいります。
	②	市の健康部局との調整はしているのか？	調整を図っています。
	③	公金で灰皿や喫煙所を設置すべきではない。また、携帯灰皿での喫煙は禁止とすべき。	携帯灰皿につきましても、ポイ捨ての観点からは、使用は必要なものと考えております。
	④	屋外でも、特に子どもや妊婦、病弱者を含めた通行人への健康危害は避けられず、多くの場所に喫煙所を設けるべきではない。屋外分煙施設の技術的留意事項が厚生労働省から出されており、健康づくり部局との調整をお願いしたい。	路上喫煙禁止区域付近の喫煙所につきましては、吸い殻の投棄防止を目的とし、喫煙者・非喫煙者が共に快適に過ごせる空間を創出するとともに、市民だけでなく観光客も含め、安心・安全の確保及び快適な生活環境の向上を目指しておりますので、ご理解ください。なお、屋外における喫煙者や喫煙場所からの距離と受動喫煙による健康被害の関連については、必ずしも科学的に明らかにはなっておりません。しかしながら、学校や児童福祉施設、病院等の当市公共施設においては、「健康増進法の一部を改正する法律」に示されている特定屋外喫煙場所における必要な措置に基づき、喫煙場所を設置しております。今後の屋外分煙施設の設置につきましては、厚生労働省より通知されている屋外分煙施設の技術的留意事項に配慮してまいりたいと思います。また、望まない受動喫煙の防止に向け、喫煙者には配慮義務やマナーの向上、非喫煙者に対しては喫煙所や喫煙者に近づかないなどの啓発を、引き続き行ってまいります。
	⑤	長期的に受動喫煙の健康被害がでない対策を。その一歩として、全市的に路上喫煙禁止及び歩きタバコ禁止で、過料が必要。	「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、望まない受動喫煙の防止に向け、啓発や環境整備に引き続き取り組んでまいります。なお、今回の条例改正につきましては、吸い殻の「ポイ捨て禁止」及び「たばこの火」による被害を未然に防止することを目的としております。また、過料ではなく、「指導」などを行うことで、マナーの向上に努めていきたい、と考えております。

意見提出者	意見NO.	提出意見（要約）	伊勢市回答
Cさん	①	条例の目的に受動喫煙防止を加えてほしい。加熱式タバコも規制対象として下さい。	今回の条例改正につきましては、吸い殻の「投棄防止」及び「たばこの火」による被害を未然に防止することで、喫煙者・非喫煙者が共に快適に過ごせる空間を創出するとともに、市民だけでなく観光客も含め、安心・安全の確保及び快適な生活環境の向上を目指すものとしておりますので、ご理解ください。 なお、加熱式タバコも本条例の規制対象としております。
	②	携帯灰皿の所持を奨励すべきではない。路上喫煙の黙認に繋がり、通行人への受動喫煙が生じる。	携帯灰皿につきましても、ポイ捨ての観点からは、使用は必要なものと考えております。
	③	駅前等に喫煙所を設けないでほしい。必ず受動喫煙が生じる。	今回の条例改正につきましては、吸い殻の「投棄防止」及び「たばこの火」による被害を未然に防止することで、喫煙者・非喫煙者が共に快適に過ごせる空間を創出するとともに、市民だけでなく観光客も含め、安心・安全の確保及び快適な生活環境の向上を目指すものとしておりますので、ご理解ください。 また、望まない受動喫煙の防止に向け、喫煙者には配慮義務やマナーの向上、非喫煙者に対しては喫煙所や喫煙者に近づかないなどの啓発を、引き続き行ってまいります。
	④	喫煙者に必要なのは禁煙外来。彼らは治療が必要な薬物（ニコチン）依存患者である。	禁煙の啓発を行うとともに、禁煙を希望する喫煙者に対しては、禁煙外来の紹介をはじめ禁煙相談を実施しております。
	⑤	罰則規定を設けて欲しい。実効性の担保には過料徴収が欠かせない。	過料ではなく、「指導」などを行うことで、マナーの向上に努めていきたい、と考えております。
Dさん	①	伊勢市駅前エリアの喫煙所の場所が分りにくい。駅前の改札を出てすぐの見える場所に、喫煙所を設置してほしい。	ご指摘のとおり、伊勢市駅からの動線上に喫煙所が分る案内看板などの設置を行います。 なお、喫煙所につきましては、今後も審議会等で協議してまいります。
	②	内宮エリアの 2 箇所の喫煙所の場所が分りにくい。	案内看板につきましては、今後も引き続き設置場所、内容などについて協議してまいります。
Eさん	①	伊勢市駅前の改札を出て直ぐの場所にも喫煙所を設置してほしい。	喫煙所につきましては、今後も審議会等で協議してまいります。
	②	外宮参道の喫煙所の案内看板をもう少しわかりやすくしてほしい。	案内看板につきましては、今後も引き続き設置場所、内容などについて協議してまいります。

意見提出者	意見NO.	提出意見（要約）	伊勢市回答
Fさん	①	国も多くの自治体においても受動喫煙防止のための政策がとられているが、伊勢市の対応は？	<p>今回の条例改正につきましては、吸い殻の「投棄防止」及び「たばこの火」による被害を未然に防止することで、喫煙者・非喫煙者が共に快適に過ごせる空間を創出するとともに、市民だけでなく観光客も含め、安心・安全の確保及び快適な生活環境の向上を目指すものとしておりますので、ご理解ください。</p> <p>また、受動喫煙防止につきましては、「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、望まない受動喫煙の防止に向け、受動喫煙に関する知識の普及や受動喫煙防止に関する意識の啓発、必要な環境整備等市としての責務を果たすとともに、先進地事例を参考にしつつ、関係部門と連携を図り、引き続き取り組んでまいります。</p>
	②	条例の名称について、「ポイ捨て」では少し軽いと感じるが？	<p>現在の「伊勢市を美しくする条例」では、「たばこの投棄防止」について分りにくいとの指摘から、「ポイ捨て」と表記することで「投棄防止」を分りやすくしておりますので、ご理解ください。</p>
	③	ポイ捨てやマナー向上の啓発よりも、健康福祉部門と一緒に、時代の動きにあった市としての責務について考え、積極的に取り組んでほしい	<p>「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、望まない受動喫煙の防止に向け、受動喫煙に関する知識の普及や受動喫煙防止に関する意識の啓発、必要な環境整備等市としての責務を果たすとともに、先進地事例を参考にしつつ、関係部門と連携を図り、引き続き取り組んでまいります。</p>
	④	路上喫煙について、喫煙所の設置については、健康増進に逆行するのでは？	<p>今回の条例改正につきましては、吸い殻の「投棄防止」及び「たばこの火」による被害を未然に防止することで、喫煙者・非喫煙者が共に快適に過ごせる空間を創出するとともに、市民だけでなく観光客も含め、安心・安全の確保及び快適な生活環境の向上を目指すものとしておりますので、ご理解ください。</p> <p>また、今回の条例では、喫煙所の設置は、喫煙を推奨するものではなく、分煙を図ることで望まない受動喫煙を防止することを目的としたものです。喫煙者には配慮義務やマナーの向上、非喫煙者に対しては喫煙所や喫煙者に近づかないなどの受動喫煙防止に向けた啓発を、引き続き行ってまいります。</p>
	⑤	路上喫煙禁止区域の指定について。「公共の場所」について定義が必要では？	<p>ご指摘のとおり定義を行う予定でおります。</p>

意見提出者	意見NO.	提出意見（要約）	伊勢市回答
Fさん	⑥	喫煙場所について、多くの人に害を与えない場所にしてほしい。	喫煙所につきましては、今後も審議会等で協議してまいります。
	⑦	喫煙所は、密閉するか浄化装置をつける必要がある。内宮前の喫煙所には早急に対応してほしい。	喫煙所につきましては、今後も審議会等で協議してまいります。 個々の喫煙所の設置者・管理者とも連携して取組みを進めてまいります。
	⑧	禁煙エリア、喫煙場所などを見やすい場所へ設置してほしい。特に観光客へ周知・PRしてほしい。	禁煙エリア、喫煙場所などの付近へ看板を設置するほか、案内図や観光マップへ掲載するなどして観光客への周知・PRを図っております。今後も一層周知を推進してまいります。
	⑨	外宮参道、内宮前は人通りも特に多いので、全域を禁止区域にしてほしい	禁止区域につきましては、今後も審議会等で協議してまいります。
	⑩	禁止区域の変更等について、アンケートを実施するなど民意の吸い上げと、禁煙エリアを拡大してほしい。	禁止区域につきましては、今後も審議会等で協議してまいります。
	⑪	禁止区域における路上喫煙に対する指導について、罰則規定がひつようでは？	過料ではなく、「指導」などを行うことで、マナーの向上に努めていきたい、と考えております。
	⑫	総ガラス張りの「お伊勢さん煙ボックス」などを設置し、伊勢の新しい名物にしては？	喫煙可能場所のあり方、場所、内容などについては、観光客の受入環境整備の視点も考慮しつつ、関係者と協議してまいります。
Gさん	①	宇治山田駅前のように、伊勢市駅前にも喫煙所を設置してほしい。	喫煙所につきましては、今後も審議会等で協議してまいります。
Hさん	①	伊勢市駅前より外宮までの通路側で、分り安い場所に設置すべきで、観光客、交通機関利用者にも配慮してほしい。	喫煙所につきましては、今後も審議会等で協議してまいります。
Iさん	①	外宮参道でお店の邪魔にならない所で、コンパクトに、駅の乗降の妨げにならない場所に、新たな喫煙所の設置を。	喫煙所につきましては、今後も審議会等で協議してまいります。
	②	現在の喫煙所場所の案内表示を分りやすくし、マナーの遵守を。	案内看板につきましては、今後も引き続き設置場所、内容などについて協議してまいります。
Jさん	①	市民だけでなく、観光客の方々にも分りやすい喫煙所への案内表記の充実をお願いしたい。	案内看板につきましては、今後も引き続き設置場所、内容などについて協議してまいります。

意見 提出者	意見 NO.	提出意見（要約）	伊勢市回答
Kさん	①	条例改正は良いことだが、禁止区域との境界で、路上喫煙が増える気がする。伊勢市駅前にも、喫煙所ができると、観光客にも良いのでは？	喫煙所につきましては、今後も審議会等で協議してまいります。